

明海大学歯学部同窓会基金規程

第1条 本規程は、明海大学歯学部同窓会（以下、「本会」という）会則第8条5項に基づきこれを定める。

第2条 本基金は、明海大学歯学部同窓会終身会費、その他をもってこれにあてる。

第3条 城西歯科大学及び明海大学歯学部卒業者は、卒業時に終身会費として納入しなければならない。

第4条 本基金の管理は、基金管理委員会が行う。

第5条 本基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 1. 基金管理委員会の委員は、本会正会員の中から会長が指名し、代議員会に報告するものとする。

2. 基金管理委員会の構成は、以下の通りとする。

委員 長（基金管理担当副会長） 1名

副委員長（財務部常務理事） 1名

委 員 5名

3. 基金管理委員会に監事を置く。

1) 監事は、本会監事が兼任するものとする。

2) 監事は、本委員会の会務と会計を監査する。

3) 監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。但し、表決に加わることはできない。

第7条 基金管理委員会は、年度毎にその資産・収支決算を次期代議員会に報告し、承認を得なければならない。

第8条 基金管理委員会委員及び監事の任期は、本会役員の任期に準ずる。

第9条 基金の管理は、以下の通りとする。

1、基金の預け入れ先

1) 預け入れ先は、特に安全と認められる金融機関とする。

2) 元金保証の金融商品に限る。

2、預け入れ先の変更

1) 基金の預け入れ先の変更は、代議員会の議を経るものとする

2) 基金管理委員会は、代議員会の諮問をうけた時、十分に調査検討をし、代議員会に答申する。

3) 委員会にて格別の変更の必要を認めた時、十分に調査検討し、理事会に

報告する。

4) 会長は、代議員会の議を経て、預け入れ先を変更することが出来る。

3、通帳・印鑑の管理

1) 通帳、証書

基金管理委員会が管理するものとする。

2) 印鑑

本会会長が管理するものとする。

第 10 条 基金管理委員会の運営費は、本会会計より支出される。

第 11 条 本規程の改定は、代議員会の議決をもって行う。

附則 本規程は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は平成 17 年 10 月 16 日より施行する。

本規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。